

□

平成26年第11回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨□

□

1. 日□時□：□平成26年12月10日（水）午前11時00分～□
2. 場□所□： 第二会議室
3. 出席者□：□吉田□晃敏学長，松野□丈夫理事，藤尾□均理事，竹中□英泰理事□
4. 陪席者□：□宮森□雅司監事，高野□一夫監事，久保事務局長，太田学長政策推進室長，社本監査室長，萩総務部長，小出教務部長，千葉病院事務部長，大石総務課長，滝本企画広報評価課長，伊藤会計課長，藤井施設課長，成田経営企画課長

議事に先立ち，平成26年第10回役員会（平成26年11月19日開催）の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議題□

1. 国立大学法人法の改正に伴う経営協議会規程の一部改正について□

本件について，学長から発議があり，次いで，萩総務部長から資料1-1～3に基づき説明の後，審議の結果，原案のとおり規程の一部改正をすることが了承された。

学長から，本件については，明日開催の経営協議会に付議し，了承された場合には，同日付けで役員会の承認があったものとする旨の付言があった。

2. 職員給与規程等の一部改正について□

本件について，学長から発議があり，本年8月7日に国家公務員給与の人事院勧告が行なわれ，11月19日に「国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたこと。本学はこれまでも，国家公務員の給与支給基準をほぼ踏襲して給与規程の制定及び改正を行なっていることの説明があった。

次いで，大石総務課長から資料2-1～5に基づき説明の後，審議の結果，国家公務員の給与改正に係る対応について，国家公務員と同様の改正を行なうことが了承された。

学長から，本件については，明日開催の経営協議会に付議し，了承された場合には，同日付けで役員会の承認があったものとする旨の付言があった。

□

報告事項□

□1. 学長報告□

(1) 診療従事等教員特別手当等の支給割合について□

□本年4月の診療報酬改定では，実質□□□□%の減であり，消費税率の引上げ，光熱水料の値上げなどにより，支出負担増となり，本学の財政状況が厳しい状況にあること。□

12月10日に支給する「診療従事等教員特別手当」の支給割合については，□資料3-1のとおり，「本学の財政事情を考慮の上，支給の都度，学長が定める」

こととなっており、50%とすること。□

なお、資料3-2のとおり、医員及び初期臨床研修医に支給している「診療特別手当」は、従来どおりの100%とすること。□

□

□(2) 大学機関別認証評価における訪問調査について□

□□□□独立行政法人大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価に係る訪問調査」を去る11月20日及び21日に実施したこと。□

□□□□今後は27年1月下旬に書面調査及び評価結果(案)が示され、同案に対する意見申立ての期間を経て、平成27年3月末までに評価結果が確定・公表される予定であること。□

□

□□□□

□

次回の開催予定□

□□次回役員会は、平成27年1月14日(水)午前11時00分から開催すること。